

役員報酬規程

社会福祉法人

梅生会

社会福祉法人梅生会 役員及び評議員の報酬に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人梅生会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬とは、社会福祉法第45条の34第1項第3号に定める報酬をいう。

(報酬の支給)

第3条 この法人は、常勤役員に職務執行の対価として報酬を支給する。ただし、職員としての立場を有する者に対しては、報酬は支給しない。

2 非常勤役員及び評議員は、無報酬とする。

(報酬の額の決定)

第4条 この法人の常勤役員の報酬総額は、月額600,000円までの範囲で評議員会の決議によって定めるものとする。

(報酬の支給日)

第5条 常勤役員の報酬は、毎月25日（支給日が金融機関休業日の場合は前営業日）に支払うものとする。

(報酬の支給方法)

第6条 常勤役員の報酬は、本人の指定する本人名義の金融機関口座へ振込によって全額を支払うものとする。ただし、法令によるものと、本人との控除協議によって定めたものについては、これを報酬から控除して支給する。

(公表)

第7条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を経て、別に定めるものとする。

附則

1. この規程は、平成 29 年 6 月 24 日(評議員会の議決日)から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。
2. 平成 22 年 11 月 2 日施行の社会福祉法人梅生会役員報酬規程は廃止する。